準学校法人の設立認可事務の流れ

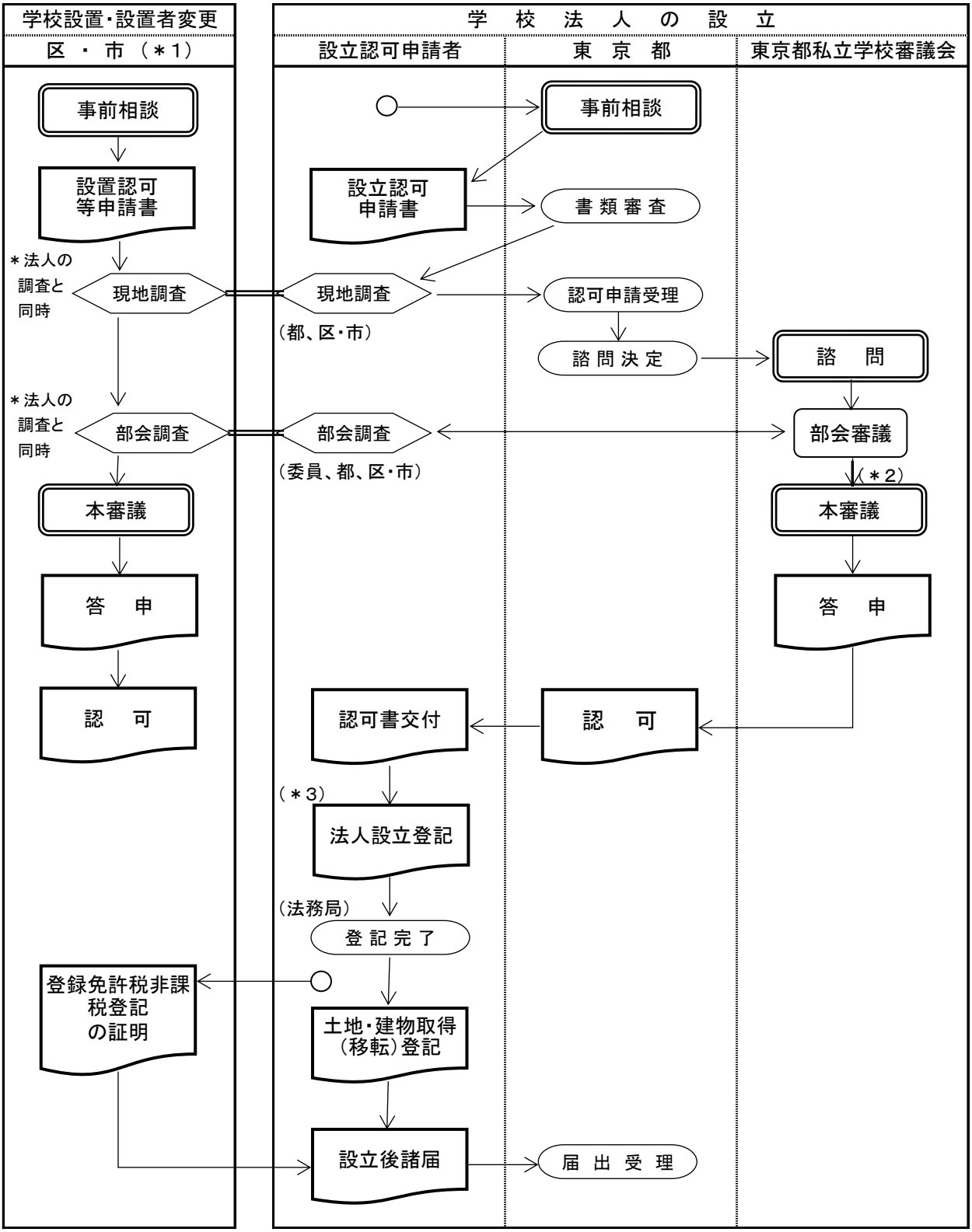

（＊1）学校法人設立には、必ず学校の新設又は設置者変更を伴う。この場合、都は区・市と連携し、学校法人設立と学校設置・設置者変更を同時に認可する。なお、東京都知事所轄校は、区・市で行う事務手続を東京都が行う。

（＊2）学校新設を伴う場合は、通常、2段階審査で行われるので、私立学校審議会での審議が2回となる。（上図は、図を簡略するため、1段階審査での例を示している。）

（＊3）許可書の交付を受けた日から2週間以内に法人事務所所在地の法務局出張所（登記所）において法人の設立登記をする。